

和泉市文書館業務に関する  
基本的な考え方について  
(再々修正案)

年　　月　　日

和泉市文書館業務検討委員会



## 目次

はじめに — 本提言書について	1
1. 文書館の基本理念	2
2. 文書館の役割	2
3. 文書館の機能	2
4. 施設、体制などについて	7
おわりに	10
資料編	11

## はじめに — 本提言書について

和泉市において文書館（もんじょかん）を開設しようとする前提には、第1には、市史編さん事業における多様な蓄積があり、第2には、公文書（こうぶんしょ）の管理や保存に関する全国的な動向があります。

和泉市史編さん事業は、「市民の生活のなかで受けとめられ、豊かな市民生活とまちづくりに役立つとともに、市民の郷土への愛着心と自治意識を育てるようなものでなければならない」（和泉市史編さん大綱。以下、「大綱」）という理念のもと、市史本編の刊行と資料の保存・活用を「車の両輪」としてこれまで進められてきました。また、「今回の事業だけでは、本市の歴史すべてを網羅できないので、資料の調査研究と刊行は、将来的にも別の事業で補足継続する」という方針が示されると同時に、市史の調査で収集した資料について「市民が活用できるように保存管理し、後世に伝えるために、資料の調査・収集・保存・活用機能を備えた施設・機構」を整備することが課題として挙げられてきました（大綱）。2021（令和3）年度現在、『和泉市の歴史』本編の刊行も残すところ2巻となり、この間に収集した資料と調査研究の成果を後世に伝え、これからも和泉市の歴史と向き合い続ける後継事業について、具体的な検討を始めなければならない時期を迎えています。同時にそれは、市史編さん事業の出発の時点から必要性が自覚されていたものでした。

一方、国においては、2011（平成23）年、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）が制定され、公文書が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置づけられ（第1条）、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用について規定されました。この法律は国及び独立行政法人等の公文書管理に関して定めたものですが、地方自治体についても公文書の適切な管理について努力義務が規定されています（第34条）。また、公文書の中には、地域の歴史を知る上で重要な資料となるものもあります。これらに鑑み、和泉市では2015（平成27）年に文書取扱規則の改正を行い、廃棄の手続を経た文書のうち、歴史又は文化に関する資料として重要と認められるものについては文化財所管部署に引き継ぐことを定めました。

以上2点を背景とし、和泉市第5次総合計画（2016～2025年度）や、和泉創発プラン（2020～2024年度）において、市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史的価値を有する公文書を一般向けに公開する「（仮称）いずみの国文書館」の開設に取り組むことが掲げされました。

本文書は、和泉市教育委員会からの諮問に応じ、和泉市が文書館の開設に取り組むにあたって目指すべき文書館の姿や、文書館が果たすべき役割・機能などに関する基本的な考え方について、当委員会が提言を行うものです。

## 1. 文書館の基本理念

「はじめに 一 本提言書について」で触れたとおり、文書館は市史編さん事業の理念や方針を受け継ぎ、開設されるものです。したがって、文書館は、これまで和泉市域で生きた人びとが當々として築き上げてきた「生活構築の歴史」のうえに現在の私たちの暮らしがあることに思いを馳せ、地域の公共財である文書※を通して、市民と行政が共に地域の歴史を調べ、学び合い、「わがまちのこれから」について考える機会づくりができる場となることを目指さなければなりません。

また、文書館を開設することは、和泉市自治基本条例前文「先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土和泉市を受け継ぎ、協働(和)により豊かな自然と命(泉)を育むまちとして、将来にわたり持続的に発展可能な地域社会の実現に取り組み、次世代へ引き継」ぐことや、「『市民相互の協働』と『市民と行政との協働』によるまちづくりを実践」することの実現にも寄与するものと考えます。

以上のことと文書館の基本理念として一言で集約すると、「歴史に学び、現在を捉え、未来を見通す文書館」となるでしょう。

※この文章において、文書とは、文字資料だけでなく、写真や図画も含みます。また、紙媒体だけでなく、電磁的記録も含みます。

## 2. 文書館の役割

「1. 文書館の基本理念」を踏まえて、和泉市が設置する文書館として、市域において積み重ねられてきた歴史を振り返り、和泉市と市民の現状を的確に把握し、未来に活かすために、次に掲げる4つの具体的な役割を果たしていくことが求められます。

- (1) 文書の散逸を防ぎ、市民のかけがえのない財産として次世代に伝えていく。
- (2) 地域の歴史を紐解き、市民の文化の発展と自治意識の涵養に寄与する。
- (3) 歴史公文書を適切に保存・公開し、現在及び将来の市民が、過去の市政及び市民生活について知る権利を保障する。
- (4) 過去の市政を検証する基礎資料となる歴史公文書を適正に公開することにより、より効果的な行政運営に資する。

## 3. 文書館の機能

「2. 文書館の役割」を果たすため、文書館に必要な機能は次の6点が考えられます。ただし、6つの項目はそれぞれが独立して機能するものではなく、緊密に繋がり、互いに影響を及ぼしあいながら文書館の役割を果たしていくものです。

## (1) 文書の収集、整理、保存、補修

地域の公共財である文書を後世に伝えるため、地域資料の受入や歴史公文書の移管により文書を収集し、整理、保存していくことは、文書館の根底をなす機能です。

収集した文書は、末永く調査研究や公開ができるよう適切な整理を行い、中性紙製封筒（または箱）に入れる、燻蒸を行う、必要な補修を行うなどの対策を施し、遮光・温湿度管理などの行き届いた場所で大切に保存しなければなりません。

また、文書の整理や補修などの作業にあたっては、文書館が主体となって行うことはもちろんですが、それだけではなく、幅広い市民と文書館とが協働して、知恵と力を出し合い、共に学び合いながら作業を進めていける仕組みづくりを検討していただきたいと考えます。

文書館で収集、整理、保存、補修する文書は以下のア）～ウ）が想定されます。

### ア) 地域の歴史、文化、産業などに関する文書（古文書をはじめとする地域資料）

和泉市内には、人びとの営みが記された実に多様な歴史資料が残されています。特に江戸時代の村で作られた文書が数多く残されていますが、それは、庄屋などの村役人の家で作成された多くの文書が、その家の持続にともなって代々受け継がれてきたためです。これらの歴史資料の調査にあたって、従来は、調査・撮影の後は文書を所蔵者に返却し、所蔵者宅で引き続き保存するという方法が採られていました。しかし、高度成長期以後、江戸時代以来の村と家を基盤とする伝統社会が大きく変容したことを背景とし、所蔵者宅で文書を保持し続けていくことが困難になってきています。事実、市史編さん室においては、家の取り壊しや代替わりなどにともなう文書の寄贈や寄託が近年増加傾向にあります。

なお、こうした家文書として残してきた江戸時代以来の文書には、個別の家に関する資料だけでなく、共同体としての村全体の資料（村方文書）として作成されたものが多く含まれている点が重要です。そこに地域の公共財としての性格が集約的に示されているからです。

また、地域の歴史が記された文書は上述のような家文書だけでなく、座や寺、町会や水利組合、婦人会などの団体・組織の所有文書として伝わるなど、多様な残り方をしてきました。しかし、こうした文書の所有団体についても、地域社会のあり方の変容をして存続が困難になったり、あるいはその役割や目的を果たしたために解散するという例が見られます。

文書の所蔵者である家や団体などの持続性が失われれば、当然文書も失われてしまう危険にさらされます。この傾向は今後さらに加速していくことが考えられますので、文書館はこうした文書の「受け皿」としての機能を果たしていく必要があります。もちろん、市

史編さん事業でこれまで収集、整理してきた文書についても、地域の歴史を跡づける公共財として次世代に伝えていくために、引き続き大切に保存していかなければなりません。

#### イ) 歴史公文書

公文書の中には、市のあゆみや市民生活の様子及び当時の世相などに関わる事がらが記録された歴史的に重要なものが含まれています。したがって、保存年限に達した公文書の中から、歴史的に重要と認められるもの（歴史公文書）を評価選別し、各課及び文書管理担当課から引き継ぎ、整理、保存する必要があります。

なお、歴史公文書の円滑な評価選別及び移管のためには、現用段階から適切な公文書管理が行われなければなりません。文書管理担当課において文書管理のガバナンスを高める施策を講じる必要があると考えます。

また、歴史公文書の評価選別にかかる基準を設ける必要があります。基準の作成にあたっては、単に市のあゆみが分かる文書だけでなく、市民の権利や生活の実態に関わる記録も対象にしていかなければならないと考えます。歴史公文書として評価選別される文書としては、次のようなものが考えられます。なお、市制施行以前の公文書については、原則としてすべて収集の対象とすべきであると考えます。

- ・実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- ・市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- ・市民を取り巻く社会環境、自然環境などに関する重要な情報が記録された文書
- ・市の組織の変遷や、市域の歴史、文化、学術、事件、災害などに関する重要な情報が記録された文書
- ・このほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書

ただし、これらに当てはまる文書であっても、現用のものについては、当面は文書館における収集の対象外とせざる得ないため、非現用となる時期を待つ必要があると考えます。

また、和泉市では2014（平成26）年度に電子決裁システムが導入されており、ボーンデジタルの公文書が広がってきていて、そうした公文書の取り扱いについても留意する必要があります。

#### ウ) 行政刊行物

事業計画書や統計書、パンフレットなどの行政刊行物も、当時の市民生活や市政を知るための基礎データとして、貴重な歴史資料です。各部署が発行した刊行物についても収集していく必要があります。

## (2) 文書の調査研究

文書の調査研究を行い、その成果を紀要などにまとめ、広く公開する必要があります。

調査研究にあたっては、市民や大学、博物館、資料館をはじめとする研究機関などと積極的に交流・協働していくことも重要です。レファレンスサービスによる調査研究支援にとどまらず、市民がより主体的かつ積極的に調査研究活動を行えるような仕組みの導入が望まれます。その前提として、市民が学習や研究に取り組めるよう、環境を整えることも必要です。閲覧室のスペースや備品をじゅうぶん整えておくことはもちろん、基本的な文献を揃えておくなどの環境整備（学習の場づくり）をしなければなりません。

なお、市史編さん事業では、「地域の生活構築の歴史」を明らかにすることを目指し、調査研究に基づいた科学的な歴史叙述を行うとともに、調査を通じて文化財の保存に努めることを方針として掲げています（大綱）。この理念と方針を具体化するものとして、文書調査、墓地調査や石造物の調査、聞き取り調査、フィールドワークなどを合わせて行う「地域における歴史的総合調査」が実施されてきました。こうした総合的な調査研究は、文書の理解を深め、地域の歴史像を豊かにするものでもあります。それゆえ、文書館においても引き続きこのような視点に立って、市民と協働して和泉市の歴史研究に取り組まれることを望みます。

## (3) 文書の公開、レファレンス

文書館が収集した文書は地域の歴史を跡づける公共財であるため、文書の公開及びレファレンス機能は、市民が文書館に最も期待する機能であると言えます。したがって、利用者にとって分かりやすく便利な方法で文書を閲覧できるよう、文書検索システムや閲覧申請手続きについて検討する必要があります。また、利用者が、気軽に研究や教育、学習のための相談に訪れる能够性を高めることを可能にしなければなりません。そのため、専門知識を有する職員による丁寧なレファレンスが必要です。

文書館にある資料は、既述のとおり、地域の歴史を跡づける公共財としての性格を持つため、原則として公開し、閲覧に供する必要があります。しかし、文書は無制限に公開できるものではありません。所蔵者の意向や、国の基準などに沿って、必要に応じて公開を制限できるようにしておく必要もあるでしょう。ただし、その場合でもむやみに公開を制限するのではなく、あらかじめ必要な基準を作成し、公開の制限は必要最低限にとどめる必要があります。「時の経過」を考慮し、公開制限を有期にするなどの対応が必要ですし、公開制限に関する判断の妥当性について、運営協議会（後述）が検証し、適正な運用が保障される仕組みも作らなければなりません。

また、地域資料については、時が経てば経つほど、転居や代替わりなどで所蔵者の連絡先が分からなくなり、公開の承諾を得ることが難しくなる可能性が高くなります。調査済みの文書については、できるだけ早く所蔵者と連絡を取り、公開の許諾を得る作業を進めていかなければなりません。その際には、文書が地域の公共財であるということを丁寧に説明し、所蔵者の理解を得られるようにしていただきたいと考えます。

なお、公開にあたっては、出来る限り利用者が原本に触れられるようにすることが望ましいですが、文書の劣化防止のための配慮をしなければなりません。閲覧頻度が高い文書については複写物をあらかじめ作成しておくなど、原本保護の手立てが必要であると考えます。

さらに、地域に根差しつつ、広く世界に開かれた地域史の発展のためにデジタルアーカイブの構築も必要です。文書のデジタル化が進むなか、デジタルアーカイブの必要性はますます高まっています。こうした流れに対応するためにも、今後、具体的な議論を進めなければならないと考えます。それと同時に、文書やマイクロフィルムのデジタル化など、準備作業も進めていただきたいと考えます。

#### （4）調査研究成果の共有・情報の共有

市民が地域の歴史に親しむ機会づくりをすることも文書館の重要な機能です。

市史編さん事業では、「市民が積極的に和泉市の歴史や文化財に関心をもち、市史に親しめるように、広報活動や講座・講演会などの生涯学習にも力を入れ、親しみやすい刊行物にするような工夫をする」（大綱）という方針のもと、さまざまな取組みが行われています。文書館においても、古文書講座などの市民向けの講座を継続してほしいと考えます。教職員向けの研修や教材研究に関する協力などを通じて学校教育との連携を強化していくことも必要です。また、調査研究の成果をいづみの国歴史館などで展示することも、引き続き取り組んでほしいと考えます。こうした取り組みが、地域の歴史への関心を喚起し、やがて市民による歴史研究へと発展していくのではないかと期待します。

また、家に伝わる古文書を個人で保存し続けていくことが困難になっている現在、文書が地域の歴史を跡づける公共財としての性格を持つこと、そして、文書を残し、後世に伝えていくことが大切であることを周知するのは、文書館に求められる大切な機能の一つです。その活動を通じて新たな文書が「発見」され、和泉市の歴史研究がいっそう進展することも期待できます。

さらに、「過去の市政を検証する基礎資料となる歴史公文書を適正に保存・公開することにより、より効果的な行政運営に資する」ため、市職員による文書館の積極的な利用も促進していく必要があります。文書館の利用に関する説明会や、評価選別にかかる研修会

を開催するなどの取り組みをしてほしいと考えます。

#### （5）文書の保全

近年、台風や豪雨による水害が全国で頻発しています。また、市域では、上町断層を震源とする地震で最大震度7が予想されるほか、南海トラフ巨大地震でも大きな被害が発生すると予想されています。ひとたび災害が発生すれば、市民の生命・財産はもちろんのこと、文化財も大きな危機にさらされます。被災文書の救出や応急処置に必要な資材の備えが必要です。また、市内被災時には、市内外の機関、団体、個人と連携し、「和泉市災害時支援計画」（2020年1月）に掲げる「地域文化財レスキュー」の拠点として機能することも期待します。

また、平常時においても、虫害や湿気によるカビなど、文書にはさまざまな劣化のリスクがあります。文書館において適切な環境下で保存するのはもちろんですが、個人所蔵文書についても定期的に現状確認をし、所蔵者へ必要な助言をすることが不可欠だと考えます。文書の現状確認で得た所在情報は、災害発生時に被災状況を把握するのに必要な基本情報でもあります。文書をとりまくさまざまなリスクを少しでも軽減できるよう、日ごろの備えが重要であると考えます。

#### （6）和泉市史の刊行

現在の刊行計画において、『和泉市の歴史』本編の刊行は、2021（令和3）年度現在、残すところ地域叙述編1巻（府中）と通史編1巻となりました。市史編さん室の機能が文書館に引き継がれた後には、文書館が市史編さんの事務局となり、現在の刊行計画を完遂することになると考えます。また、その後も、（1）（2）の成果を踏まえ、継続的に和泉市域を対象とする地域の歴史の叙述を積み重ねてほしいと考えます。

### 4. 施設、体制などについて

#### （1）人材

文書館の諸活動を行うにあたっては、高度な専門知識が必要であることから、専門職員のいっそうの充実が必要です。文書館の業務は、地域資料に関すること、歴史公文書に関すること、普及事業に関することなど多岐にわたることから、それぞれの業務を連携して担えるじゅうぶんな人数の常勤の専任職員の配置が必要であると考えます。和泉市の歴史に関する理解や古文書の取扱いについてはもちろん、歴史公文書の取扱い（評価選別や保存、公開に関する審査など）についての専門知識も求められます。研修会などへも積極的に参加し、技量向上に努めなければなりません。

加えて市民研究員制度の導入や、文書の整理・調査などにあたっての市民との協働についても、積極的に検討する必要があると考えます。文書館が市民活動の場の拠点のひとつとなることを期待します。

## (2) 施設

一般的な事務スペース、作業スペース、閲覧スペース、文書庫などが必要です。

特に文書庫については、市役所分館の市史編さん室の資料保管庫の狭隘化が著しくなっています。文書の寄贈・寄託が増加傾向にあることや、歴史公文書が毎年移管されることを見越した文書庫の確保が必要です。また、耐震・防火・防犯の対策はもちろん、遮光性の確保や温湿度管理など、所蔵品の特性に合わせた対策が施された設備が必要です。

また、段差の解消やスロープを設置するなど、利用者の利便性や安全面に配慮した設計であることはもちろん、職員及び文書の動線にも配慮する必要があります。たとえば、文書をスムーズに出納できるような動線や、未燻蒸の文書と燻蒸済みの文書の保管場所を分ける、または動線が交錯しないような設計にする必要があるでしょう。

## (3) 設置場所

交通の便が良く、利用者が訪れやすい場所である必要があります。さらに、他施設（いずみの国歴史館、久保惣記念美術館など）や大学などの研究機関と連携しやすい立地であることが望ましいと考えます。これらの条件を満たす設置場所として、まなびのプラザ（まなび野2番4）が候補に挙げられます。

文書館をまなびのプラザに設置することで、いずみの国歴史館との一体運営が可能となり、文書をふくめた文化財の保存、調査研究、公開、活用を総合的に推進することができます。

## (4) 設置の根拠

一般に、地方公共団体が設置する公文書館は、住民の福祉を増進するための施設であり、地方自治法上の「公の施設」としての性格を有すると解されています。このことを前提に、公文書館法において、地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、条例で定めなければならないと規定されています（第5条第2項）。

和泉市が設置しようとする文書館は、公文書館の機能も有しており、設置にあたっては条例の制定が必要であると考えます。

## **(5) 運営体制**

文書（特に歴史公文書）の収集・保存や、文書の公開にかかる判断をはじめとする文書館の業務は市の責任において行われるべきものです。したがって、文書館に指定管理者制度はなじまず、市が直接運営すべきだと考えます。

## **(6) 必要な例規、基準の整備、運用**

公文書の評価選別や文書の公開などに関して、必要な例規や基準を整備する必要があります。また、公文書のライフサイクル全体を見通し、歴史公文書を適切に文書館へ移管する仕組みを整えなければなりません。文書管理担当課において、保存年限のあり方の見直しも含めた公文書管理に関する条例の検討が必要であると考えます。

さらに、(7)に示す運営協議会において、実際の運用の妥当性を検証できるような仕組みも必要です。

## **(7) 運営協議会の設置**

開館の後は、館の事業及び運営、文書の評価選別や公開に関すること、その他の文書館に関する事項を協議する機関の設置が必要だと考えます。なお、運営協議会は、第三者的な立場からの意見、助言ができるよう、学識経験者や市民により構成される必要があると考えます。

## おわりに

私たち和泉市文書館業務検討委員会は、2020（令和2）年8月から全4回にわたって、和泉市が設置する文書館のあり方について、これまでの和泉市史の取組みや、公文書管理をめぐる国の動向を踏まえて、慎重に議論を重ねてきました。この議論を経て、今こそ、和泉市に文書館の設立が必要であり、その機が熟しているとの思いを強くしています。

和泉市において文書館の開設が急がれる理由として、次の4点が挙げられます。

第1に、和泉市史編さんの取組みを通して、多くの貴重な資料が市史編さん室に寄贈・寄託されていますが、これを適切に整理・保存・研究・活用していくことは市の責任です。しかし、市史編さん室の資料保存環境はきわめて不十分であり、スペースの狭隘化や建物の老朽化を考慮すると、その対応には一刻の猶予もありません。

第2に、適切な公文書管理が公正な行政を行う基礎であることが、多くの国民の共通理解となっていましたが、公文書のライフサイクルに沿った適切な公文書管理の上に立った歴史公文書の保存・調査・利用を図ることが市の責務であることも言うまでもありません。加えて、変化の激しい時代にあって、これまでの様々な業務遂行方式が変更されることも予想されますが、そういう時だからこそ市の公文書の取り扱いもきちんとした対応が必要です。

第3に、これまで古文書などを守り伝えてきた旧家などでも、代替わり、建て替えなどで、個人では保存・管理することが難しくなってきた社会の状況があります。これは、本市に限らず、昨今、いろいろなところで耳にすることです。本文でも、強調しましたが、こうした資料が地域の公共財であることを踏まえて、行政の適切な対応が不可欠です。

第4に、市史編さんの取組みが市民に定着してきていています。市民個人で古文書などを保存・管理することが困難になってきていると先に触ましたが、そうした人たちが市史編さん室に寄贈・寄託の相談に来られることが増えてきたとのことです。また、市庁舎の引っ越しとともに古い時期の市政に関する貴重な資料・文書が市史編さん室に引き継がれたとも聞きました。こうしたことは市史編さんの取組みが市民に定着してきたことの表れであり、これから文書館が市民のものとして発展していく基盤ともなるでしょう。

和泉市が文書館を設置するのは、今こそその時です。業務の検討に当たった我々は、歴史に学び、現在を捉え、未来を見通すための、立派な和泉市文書館が作られると確信しています。

## 資料編

資料 1 和泉市文書館業務検討委員会規則

資料 2 和泉市文書館業務検討委員名簿

資料 3 委員会の開催状況

資料 4 関係法令など

資料 5 和泉市史編さん事業と文書館をめぐる経過と予定

資料 6 文書館開設までのスケジュール

## 資料1 和泉市文書館業務検討委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市文書館業務検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (担任事務)

第2条 委員会は、和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、文書館の役割、目標並びに機能等に関する事項について調査及び審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募による市民

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項の調査審議を終了し、答申を行うまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (委員会の招集、議事の特例)

第7条 委員長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

### (関係者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化遺産活用担当部署において処理する。

### (補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 資料2 和泉市文書館業務検討委員名簿

	氏名	分野	所属、役職等
委員長	塙田 孝	歴史学 (日本近世史)	大阪市立大学名誉教授 和泉市史編さん委員
副委員長	佐賀 朝	歴史学 (日本近現代史)	大阪市立大学大学院文学研究科教授 和泉市史編さん専門委員
委員	佐々木 和子	地域歴史資料学	神戸大学大学院人文学研究科研究員 日本アーカイブズ学会会員
委員	島田 克彦	歴史学 (日本近現代史)	桃山学院大学経済学部教授 和泉市史編さん調査執筆委員
委員	前田 幸子	公募市民	和泉市文化財保護委員長 和泉市文化財保護審議委員 和泉市文化財活性化推進実行委員長

### 資料3 委員会の開催状況

#### 第1回（2020年8月31日 午後2時～午後4時）

場所：和泉市コミュニティセンター 視聴覚室

議題：

1. 委員長及び副委員長の選出
2. 会議の公開及び会議録の作成・公開について承認
3. 文書館の概要について事務局から説明
4. 和泉市における文書管理の現状について

※会議に先立ち、市役所分館の市史編さん室を視察した

出席者：塚田委員長、佐賀副委員長、佐々木委員、島田委員、前田委員

小川教育長、生涯学習部 辻部長、辻野次長

文化遺産活用課 森下課長、乾総括参事、千葉係長、細川、山下

総務部総務管財室 門林総務担当課長

#### 第2回（2020年11月19日 午後3時～午後5時）

場所：和泉市コミュニティセンター 小集会室

議題：

1. 「文書館業務にかかる基本的な考え方について」事務局から提案
2. 事務局案について審議

出席者：塚田委員長、佐賀副委員長、佐々木委員、島田委員、前田委員

生涯学習部 辻部長、辻野次長

文化遺産活用課 森下課長、乾総括参事、千葉係長、細川、山下、永堅

総務部総務管財室 門林総務担当課長

#### 第3回（2021年2月16日 午後2時～午後4時） ※オンライン開催

議題：

1. 「文書館業務にかかる基本的な考え方について」事務局から修正案の提示
2. 修正案について審議

出席者：塚田委員長、佐賀副委員長、佐々木委員、島田委員、前田委員

生涯学習部 辻部長、辻野次長

文化遺産活用課 森下課長、乾総括参事、千葉係長、細川、山下、永堅

総務部総務管財室 門林総務担当課長

#### 第4回（2021年8月11日 午後1時30分～午後3時30分） ※オンライン開催

議題：

1. 「文書館業務にかかる基本的な考え方について」事務局から再修正案の提示
2. 再修正案の確認

出席者：塚田委員長、佐賀副委員長、佐々木委員、島田委員、前田委員

小川教育長、生涯学習部 辻部長、辻野次長

文化遺産活用課 森下課長、乾総括参事兼課長補佐、千葉係長、細川、村上、

山下、永堅

総務部総務管財室 門林総務担当課長

## 資料4 関係法令など

### 市の基本的な方針

○市史編さん大綱 1998.4.30 I. 編さん的基本方針

4. 市史の調査で収集した資料は、市民が活用できるように保存管理し、後世に伝えるために、資料の調査・収集・保存・活用機能を備えた施設・機構の整備が今後の課題となる。また、今回の事業だけでは、本市の歴史すべてを網羅できないので、資料の調査研究と刊行は、将来的にも別の事業で補足継続する。

○第5次和泉市総合計画 2016.9 2016～2025 第1章 重点施策 10

(具体的な取り組み) 地域文化財の保全と情報の発信

- ・市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史公文書を一般向けに公開する「(仮称) 文書館」の開設に取り組み、市民の郷土愛を育みます。

○和泉創発プラン 2020.3 2020～2024

歴史資料公開事業（継続）

市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史的価値を有する公文書を一般向けに公開する、「(仮称) 「いづみの国文書館」の開設に取り組む。

### 関係法令、例規

○和泉市文書取扱規則 2015.4.1 改正

第21条6 第1項又は第3項及び第4項の廃棄の手続を経た文書のうち、歴史又は文化に関する資料として重要と認められるものについては、第2項の規定にかかわらず、文化財所管部署に引き継ぐことができる。

○公文書等の管理に関する法律 2021年4月1日施行

第1条 この法律は、(中略) 公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第34条 地方自治体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

○公文書館法 1987年12月15日

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

第5条 公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない

## 資料5 和泉市史編さん事業と文書館をめぐる経過と予定

年月	本市の動き	全国の動向、関連事項など
1959. 4		山口県文書館が開館（全国初の文書館）
1965. 10	旧『和泉市史』第1巻が刊行される（68年に第2巻）	
1971. 7		国立公文書館設置
1975. 3	松尾寺文書が大阪府指定文化財となる	
1979. 6	黒鳥村文書（河野家文書）が市に寄贈される	
1987. 12		「公文書館法」公布（88年施行）
1993	黒鳥村文書調査を開始	
1995. 2		歴史資料保全情報ネットワーク（後の歴史資料ネットワーク）発足
1996. 7	和泉市史編さん委員会が設置される	
1997. 8	大阪市立大学、地元住民との合同調査を開始（第1回 小田町）	
	池田下町高橋家文書調査を開始	
1998. 1	松尾寺総合調査を開始	
1998. 4	「和泉市史編さん大綱」が示される	
1998. 6	槇尾山施福寺総合調査を開始	
1999. 4	「和泉市文書取扱規則」施行	
1999. 5	和泉市いづみの国歴史館が開館	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」公布（01年施行）
1999. 10	「和泉市情報公開条例」、「和泉市個人情報保護条例」施行	
1999. 3		「宇土市文書管理条例」公布（全国初の文書管理条例）
2003. 5		「個人情報の保護に関する法律」公布（05年全面施行）
2003	大谷女子大学（現大阪大谷大学）との合同で仏像調査を開始	
2005. 3	和泉市の歴史1『横山と槇尾山の歴史』刊行	
2008. 3	和泉市の歴史2『松尾谷の歴史と松尾寺』刊行	
2008. 11		「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」から最終報告が示される
2009. 7		「公文書等の管理に関する法律」公布（11年施行）
2010. 6		内閣府に公文書管理委員会が設置される
2011. 3	和泉市旧町村役場公文書（754点）が、和泉市指定文化財となる	
2011. 4		「行政文書の管理に関するガイドライン」、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」が策定される
2011. 9	和泉市の歴史3『池田谷の歴史と開発』刊行	
2014. 1	電子決裁システムが導入される	
2013. 3	和泉市の歴史6『和泉市の考古・古代・中世』刊行	
2014. 5	市史編さん事務局が、市役所5号館（旧市民会館）から、市役所分館（現在地）へ移転。市史編さん室となる	
2014. 9	国立公文書館「アーカイブズ研修Ⅰ」に文化財振興課職員1名参加	
2015. 3	和泉市の歴史4『信太山地域の歴史と生活』刊行	
2015. 2	市議会H27第1回定期例会において、文書館開設への取組みについて触れられる（市政運営方針にて）	
2015. 4	「和泉市文書取扱規則」の改正。「歴史公文書」の文化財所管課への移管が可能に	

年月	本市の動き	全国の動向、関連事項など
2015. 5	行財政改革プラン「和泉躍進プラン」策定。（仮称）文書館の検討について盛り込まれる（～19年）	
2015. 7	第4回地域史懇親会が和泉市で開催される	
2016. 9	和泉市第5次総合計画策定。（仮称）文書館の設立について盛り込まれる（～25年）	
2016. 5	黒鳥村中世文書が和泉市指定文化財となる	
2017～		南スーダンPKO日報、森友・加計学園をめぐる問題などから、国の公文書管理への注目が高まる
2018. 2	大阪府公文書館見学（大阪自治体史連絡協議会研修として）	
2018. 7		「公文書管理の適正の確保のための取組について」が閣僚会議で決定
2018. 9	和泉市の歴史7『和泉市の近世』刊行	
2018. 10	市議会H30年決算審査特別委員会（H29年度決算）において、寄贈・寄託をうけた史料について、適切な保管スペースと機能の確保をするよう要望される	
2018. 12	文化財振興課が「ファイリング方式モデル事業」に参加。簿冊方式による公文書管理からファイリング方式に変更	
2019. 7	尼崎市立地域研究史料館視察	
2019. 8	大阪市公文書館視察	
2019. 11	全史料協全国大会（於 安曇野市）「「文書館」をつくるー市町村が拓くアーカイブズ活動ー」開催 文化財振興課職員1名参加	首相主催「桜を見る会」招待者名簿の廃棄問題
2019. 12	島根県松江市史料編纂課における松江市文書館（仮称）の準備状況を視察	国立公文書館が「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」（確定版）を公表
2020. 3	市議会R2年第1回定例会において、「和泉市附属機関に関する条例」の改正について議決。文書館開設に向けた検討会議「和泉市文書館業務検討委員会」を市教委の附属機関として設置することとなる。（同年4月施行） 「和泉躍進プラン」の後継計画「和泉創発プラン」策定。（仮称）いざみの国文書館の設立について盛り込まれる（～24年）	新型コロナウイルス感染症に係る事態が、「行政文書管理に関するガイドライン」（11年4月策定）に規定する「歴史的緊急事態」に該当すると決定される
2020. 4	文化財振興課が文化遺産活用課に改称	
2020. 8	和歌山県立文書館視察	
20. 8. 31	第1回和泉市文書館業務検討委員会	
20. 11. 19	第2回和泉市文書館業務検討委員会	
2021. 1	国立公文書館「認証アーキビスト」の認証（第1回） 文化遺産活用課職員1名が認証される	
2021. 2. 16	第3回和泉市文書館業務検討委員会（オンライン）	
2021. 3	黒鳥村文書が大阪府の指定文化財になる	
2021. 5	和泉市歴史8『和泉市の近現代』刊行	
2021. 8. 11	第4回和泉市文書館業務検討委員会開催（オンライン）	
2021. 8	検討委員会から教育委員会へ「和泉市文書館業務に関する基本的な考え方について」答申が出される	
2023	和泉市の歴史5〈地域編府中〉刊行	
202X. X	市史編さん室がまなびのプラザへ移転	
2025. X	文書館開館	
2025	和泉市の歴史9〈通史編〉刊行	
202X	市役所分館除却	

## 資料6 文書館開設までのスケジュール

2021年8月11日時点

年度	総合計画など	市史		文書館			
		『和泉市の歴史』	調査等	検討委員会等	例規等	歴史公文書の収集	ハード
2019 R1	躍進 プラン	近現代編 編集 文書収集 整理調査 研究修補	7 基本方針（案）の作成 8 視察 尼崎市 11視察 安曇野市				文化財収蔵庫（旧南松尾小）供用開始 文書館設置（文書庫含む） 文書館設置の検討
2020 R2		近現代編 刊行	8 検討委員会① 視察 和歌山県 11検討委員会② 2 検討委員会③			庁舎引越に伴う文書の収集	4 市の機構改革
2021 R3	創発 プラン	府中編 準備 文書収集 整理調査 研究修補	8 検討委員会④（答申） 文書館設置条例、公文書管 理条例、評価選別基準、公 開基準等の検討				5 新庁舎供用開始
2022～24 R4～R6		府中編 刊行				まなびのプラザ改修 文書館設置条例、公文書管 理条例、評価選別基準、公 開基準等の制定	市史編さん室が市役所分館 からまなびのプラザへ移転
2025 R7	5次総計 最終年度	通史編 刊行				文書館開館 文書庫移転	分館除却